

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法
その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項
(仮称)案及び建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度
ガイドライン(仮称)案に関する意見募集について

令和5年6月16日
国土交通省

国土交通省では、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の施行に向けて、同法第33条の2第2項において国土交通大臣が定めることとされている告示として、別紙のとおり、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(仮称)を新たに制定することを検討しております。

また、併せて、別紙のとおり、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の趣旨及び内容、各関係主体における取組内容や取組に当たっての留意事項等を示す、建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン(仮称)を公表することを検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

- ・建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法
その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項
(仮称)案(別紙1)
- ・建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法
その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項
(仮称)案における別記様式案概要(別紙2)
- ・建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン
(仮称)案(別紙3)

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント(意

見募集中案件一覧)」欄に掲載するほか、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和5年6月16日(金)から令和5年7月15日(土)まで(必着)

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-syouene@gxb.mlit.go.jp

②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 意見募集担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がございますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 意見募集担当

電話番号03-5253-8111

(意見提出様式)

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 意見募集担当あて

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（仮称）案及び建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン（仮称）案に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見

（意見の対象）※別紙1～3のいずれに対する御意見かを記載してください。

別紙1・別紙2・別紙3

（該当箇所）

（意見）